

介護保険でのご購入について

■ 介護保険でのご購入

介護保険をご利用して指定福祉用具をご購入されると、10万円を限度として、ご購入金額の7～9割が市区町村から支給されます。残りの1～3割がお客様のご負担分となります。

支給についてのQ&A



Q：介護保険を利用した購入は、誰でもできるのでしょうか？

A：要介護認定で要支援1・2または要介護1～5と認定されている在宅の方が対象となります。

Q：支給を受けるには、いつ、どこへ申請すればいいのですか？

A：指定の福祉用具を購入した後に、市の介護保険課または介護保険担当へ申請します。

Q：どこの福祉用具販売店で購入しても、支給してもらえますか？

A：都道府県知事の指定を受けた事業所になります。当社は広島県の「指定特定福祉用具販売事業所」です。（指定番号 ●●●●●●●●）

Q：同じものを何回、購入しても支給は受けられますか？

A：同一品目は一回限りの支給となります。ただ破損したなどの場合には、同じ品目でも支給を受けることができます。

Q：10万円を超えた購入の場合、支給はどうなるのですか？

A：10万円を超えた部分は、全額お客様負担となります。ご注意ください。

Q：支給を受ける際の、「支払方法」に制限はありますか？

A：制限はありません。当社のお支払方法＝カード、代引き、銀行振込のいずれかでお支払いください。

Q：インターネット購入では支給を受けることができない場合があると聞いたのですが？

A：市区町村によってはそのようなことがあります。お客様がお住まいの市区町村の窓口（介護保険課）でご確認ください。

■ ご購入のお手続き

支給を受けるためには一定のお手続きが必要です。次の流れでお手続きください。

手続きの流れ

ケアマネジャーと相談

ケアマネジャーに相談してお客様に合った福祉用具をお選びください。



福祉用具の購入

用具をご注文ください。

その際に、商品お届け先の備考欄に「介護保険利用希望」とご記入ください。



市区町村へ支給申請書を提出

お送りする「介護保険福祉用具申請用領収書」「カタログコピー」「福祉用具販売事業所を証明する書類」の3点を福祉用具申請書に添付して、市区町村の窓口に申請してください。



支給

後日、市区町村から、購入金額の7～9割が口座に振り込まれます。



■ 介護保険で購入できる介護用品

介護保険で購入できる介護用品は「入浴や排せつなどで身体に直接ふれるもの」に限られています。購入できるものは、次の介護用品です。

● トイレ排せつ補助具

- ・ 便座、バケツなどからなり、移動可能な便座（ポータブルトイレ）
- ・ 居室において利用可能であるトイレ（家具調トイレ）
- ・ 洋式便座の上において高さを補う便座（補高便座）
- ・ 和式便座の上において腰掛式に変換する便座（和式を洋式にする便座）



- ・ 便座の底上げ部材
- ・ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有する便座（トイレリフト）
- ・ 特殊尿器（自動採尿器）
- ・ 自動排せつ処理装置の交換可能部品



● 入浴補助用具

- ・ 入浴いす。座面の高さが35cm以上のもの、またはリクライニング機能を有するもの（シャワーベンチ、シャワーチ商品写真）
- ・ 浴槽用のてすり、浴槽のふちをはさみ固定する手すり（風呂てすり）



● 簡易浴槽

- ・ 空気式、折りたたみ式などの簡易な浴槽

